

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長 高島 宗一郎

市町村名 (市町村コード)	福岡市 (40130)
地域名 (地域内農業集落名)	志賀 (勝馬、志賀島、弘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・いちごを中心とした農業が営まれているほか、北部では稲作、傾斜地では柑橘類やびわ等の果樹の生産も盛んである。
・農業従事者の高齢化や後継者不足、地域外への人口流出などにより農業従事者は減少している。
・傾斜地など条件の悪い農地やイノシシ等による鳥獣被害の発生により耕作放棄地が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

いちご、稲作、柑橘類等の生産が継続できるよう、研修施設を活用し就農した新規就農者を支援し、認定農業者の確保を図りつつ、特産物を活かした加工品開発やイチゴ狩り、体験型農園、果樹の一本園主や収穫体験などの取組みを行い、地域農業の振興を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地のうち、将来に渡って利用される意向のある農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付ける者は地域の担い手であることから、定期的に話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が耕作できるように地域で協力連携していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地の状況を把握できるよう農地中間管理機構を通じた利用権設定を促していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状基盤整備に取り組む予定はないが、必要であれば検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図に位置付ける地域内の担い手への集積を基本としつつ、集積・集約化を進めていくが、耕作が困難となった場合は新たな地区外担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化ができる作業は、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュや電気柵の設置、また地域全体での箱罫設置による対策を進めている。
- ②引き続き減農薬の稲作を実施していく。
- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を検討していく。
- ⑦農地、農道及び水路等の施設の保全管理を行っていく。